

専修学校・各種学校の貸付対象について

専修学校（学校教育法第124条に規定する学校）及び各種学校（学校教育法第134条に規定する学校）への貸付については、下記に該当する学校が対象となりますので、ご注意ください。

1. 専修学校の対象要件

①始期と終期

授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

②分野

工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係又は商業実務関係の分野に属する専修学校の学科及び服飾、デザイン、写真、外国語、音楽又は美術に関する専修学校の学科を対象とする。

2. 各種学校の対象要件

①修業期間

修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程があり、その修業期間がそれぞれ1年以上であって、一の課程に他の課程が継続する場合においては、これらの課程の修業期間を通算した期間を含む。）が2年以上であること。

②授業時間

1年間の授業時間数（普通科・専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程がある場合には、それぞれの授業時間数）が750時間以上であること。

③教員数

その教員数が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であり、教育上著しい支障がないと認められること。

④始期と終期

授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

⑤課程

課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は経理に関する各種学校の課程及び診療エックス線技師、衛生検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、栄養士、調理師、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、幼稚園教諭又は保育士の養成を行うものを対象とする。